

令和8年度  
北海道支社管内 湿塩散布車購入

特記仕様書

令和8年6月

東日本高速道路株式会社  
北海道支社

# 第1章 一般事項

## 1.1. 適用

本特記仕様書は、東日本高速道路株式会社 北海道支社（以下「発注者」という。）が発注する「令和8年度 北海道支社管内 湿塩散布車購入」に適用するもので、「維持補修用機械購入共通仕様書(令和5年11月)」(以下「共通仕様書」という。)及び「維持補修用機械標準仕様書」(以下「標準仕様書」という。)下表と共に構成する。

| 公機仕     | 機械名           | 適用           |
|---------|---------------|--------------|
| 公機仕 13A | 大型トラック (A)    | 平成 28 年 8 月  |
| 公機仕 30C | 車載標識装置 (C)    | 平成 28 年 8 月  |
| 公機仕 41B | スノープラウ (B)    | 平成 17 年 10 月 |
| 公機仕 43B | トラックグレーダー (B) | 平成 17 年 10 月 |
| 公機仕 45B | 湿塩散布機 (B)     | 平成 17 年 10 月 |
| 公機仕 100 | 車両装備品         | 令和 6 年 7 月   |

また、車両の新規登録にあたっては、標準仕様書に記載の日本国適用法令の他、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）を遵守するものとする。

※ 共通仕様書は会社ホームページからダウンロード可能

※ 標準仕様書はNEXCO 総研にて販売

## 1.2. 購入概要

1.2.1. 購入名 令和8年度 北海道支社管内 湿塩散布車購入

1.2.2. 機械名 湿塩散布車

1.2.3. 機械構成

| タイプ | 台数 | 機 械 構 成 内 容 |       |        |           |        |                       |
|-----|----|-------------|-------|--------|-----------|--------|-----------------------|
|     |    | 大型トラック      | 湿塩散布機 | スノープラウ | トラックグレーダー | 車載標識装置 | GPS車両位置管理システム<br>車載端末 |
| A-1 | 2  | A(AT)       | B     | B-IV   | B-IV-1    | C      | 載せ替え                  |
| A-2 | 1  | A(AT)       | B     | B-IV   | B-IV-1    | C      | 新規 ※1                 |
| 合計  | 3  |             |       |        |           |        |                       |

※1 GPS 車両位置管理システム車載端末の費用は、大型トラックに含むものとする。

### 1.3. 納入に関する事項

#### 1.3.1. 納入場所及び納入台数

| 納入場所                                 | タイプ | 台数 |
|--------------------------------------|-----|----|
| 北広島IC（北広島管理事務所）<br>北広島市大曲並木1-1-1     | A-1 | 1  |
| 旭川鷹栖IC（旭川管理事務所）<br>旭川市字近文7線南1号5766-4 | A-1 | 1  |
|                                      | A-2 | 1  |
|                                      | 計   | 3  |

#### 1.3.2. 自動車登録及び車両検査

共通仕様書 1-7-4「表-1 使用する名称」によらず、以下の通りとする。

表-1 使用する名称

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 所有者    | 東日本高速道路株式会社           |
| 所有者住所  | 東京都千代田区霞が関3丁目3-2      |
| 使用者    | 東日本高速道路株式会社 北海道支社     |
| 使用者の住所 | 北海道札幌市厚別区大谷地西5丁目12-30 |
| 使用の本拠地 | 1.3.1に示す納入場所と同じ       |

#### 1.3.3. 監督員

本購入の監督員は北海道支社 道路事業部 施設課長とする。監督員の権限については購入契約書第3条に定める権限の他、1.3.4以降に定める事項とする。

#### 1.3.4. 提出書類に関する事項

受注者は、必要に応じて下表に掲げる書類を提出するものとする。なお、必要な書類に関しては監督員の確認を得るものとする。

(1)購入契約書第3条6項に規定する監督員を経由する書類

| No | 提出書類           | 提出 | 確認 | 提出期間           | 部数 | 備考 |
|----|----------------|----|----|----------------|----|----|
| 1  | 納入工程表、製作図      |    | ○  | 契約締結後速やかに      | 1  |    |
| 2  | 変更納入工程表、変更製作図  |    | ○  | 変更の都度          | 1  |    |
| 3  | 納入期間変更協議書      | ○  |    | 納入期間変更時        | 1  |    |
| 4  | 工期延長願          | ○  |    | 納入期間延長時        | 1  |    |
| 5  | 申請用書類          | ○  |    | 申請日20日前まで      | 1  |    |
| 6  | 検査成績書          | ○  |    | 自主検査完了後速やかに    | 1  |    |
| 7  | 検査立会願          | ○  |    | 発注者の立会い又は検査請求時 | 1  |    |
| 8  | (一部)納入の予定日について | ○  |    | 納入しようとするとき     | 1  |    |
| 9  | (一部)受渡書        | ○  |    | 認定後速やかに        | 1  |    |
| 10 | 登録事項等証明書       | ○  |    | 永久抹消登録完了後速やかに  | ※1 |    |

※1 1-4-1の下取り機械毎に各1部提出とする。

(2)監督員に提出する書類

| No | 提出書類                        | 提出 | 確認 | 提出期間          | 部数 | 備考 |
|----|-----------------------------|----|----|---------------|----|----|
| 1  | 自動車損害賠償責任保険証<br>リサイクル券 [B券] | ○  |    | 永久抹消登録完了後速やかに | ※1 |    |

※1 1-4-1 の下取り機械毎に各 1 部提出とする。

1.3.5. 改造申請及び基準緩和申請

改造申請及び基準緩和申請については、共通仕様書 1-7-1 によらず、以下の通りとする。

受注者は発注者の申請が円滑に行われるよう、当該申請に必要なとなる技術資料を整備し、関係官公署との技術的説明、事前協議及び日程調整等について法令及び条例の定め、並びに発注者の指示に従って協力するものとする。官公署に提出する申請書類及び申請行為は、発注者が委任する行政書士等の有資格者（以下「有資格者」という。）が行うものとする。受注者は、有資格者を選定し契約のうえ手配するものとし、当該有資格者の氏名または名称、連絡先及び担当業務の内容を発注者に通知するとともに、有資格者が作成した委任状その他申請に必要な書類を発注者に提出するものとする。有資格者は、発注者の委任に基づき申請手続きを行うものとし、受注者は、そのために必要な連絡調整及び技術資料の有資格者への提供を行うものとする。委任は発注者と有資格者の間で行うものとし、申請手続きに係る名義は発注者とする。受注者は、これらの打合せ、協議等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時発注者に報告し、指示があればそれに従うものとする。なお、有資格者への委任に関する費用は申請等諸費用に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1.3.6. 道路維持作業用自動車の申請

道路維持作業用自動車の申請について共通仕様書 1-7-2 に関わらず、発注者が申請者として手続きが円滑に行われるよう、受注者は発注者に必要な協力を行うものとする。官公署に提出する申請書類の作成及び申請行為は、有資格者が行うものとする。受注者は、有資格者を選定し契約のうえ手配するものとし、該有資格者の氏名又は名称、連絡先及び担当業務の内容を発注者に通知するとともに、有資格者が作成した委任状その他申請に必要な書類を発注者に提出するものとする。有資格者は、発注者の委任に基づき申請手続きを行うものとし、受注者は、そのために必要な連絡調整及び技術資料の有資格者への提供を行うものとする。委任は発注者と有資格者の間で行うものとし、申請手続きに係る名義は発注者とする。なお、有資格者への委任に関する費用は申請等諸費用に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1.3.7. 申請用書類

共通仕様書 1-7-3 に定める申請用書類の発注者への請求については、有資格者が発注者の委任に基づき行うこととする。受注者は、有資格者が手続きを円滑に行えるよう、必要に応じて発注者への事務連絡、日程調整等の連絡調整を行うことができる。なお、有資格者への委任に関する費用は申請等諸費用に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1.3.8. 税金及び保険料

共通仕様書 1-7-5 によらず次の通りとする。

受注者は、自動車税環境性能割、自動車税、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料と新規登録に伴う自動車リサイクル料金の他、新規登録、永久抹消登録に係る税金が

課せられない支払いの立替払いを行うものとする。車両受渡後速やかに、領収書等の支払いを証明できる書類を添えて発注者に請求するものとする。

#### 1.3.9. 輸送

納入場所までは、受注者の責任において輸送するものとし、その間に破損、故障等が発生した場合には、受注者において復旧するものとする。輸送時にあたっては道路交通法その他関係法令を遵守し、安全な運転により行うものとする。

#### 1.3.10. 記録等

##### 1.3.10.1 取扱説明書等

共通仕様書 1-17-2 に定める取扱説明等の書類について、下記のとおり追加する。

- 10) 道路維持作業用自動車届出書受付済証明書
- 11) 納入機械の自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し
- 12) アフターサービス体制

##### 1.3.10.2 提出先及び提出数

完成写真及び取扱説明書等の提出先及び提出数は以下の通りとする。

| 提出先    | 提出記録等              | 提出数      | 備考       |
|--------|--------------------|----------|----------|
| 監督員    | ・ 完成写真<br>・ 取扱説明書等 | CD-R 1 枚 | 納入機械全数分  |
| 各管理事務所 | ・ 完成写真<br>・ 取扱説明書等 | CD-R 1 枚 | 各納入機械対象分 |

#### 1.3.11. 納入予定の通知

受注者は物品を納入しようとするときは、契約書第 9 条に基づき（一部）納入の予定日について（様式 1）を発注者へ提出するものとする。なお、物品とは機械及び記録等、または付属品及び記録等のことをいう。

#### 1.3.12. 納入及び納入検査

受注者は特記仕様書 1.3.11 の納入予定日のとおり各納入場所への納入が完了した場合は、契約書第 9 条に基づき（一部）納入書（様式 2）を発注者に提出し、納入検査を受けなければならない。

発注者は納入書の提出を受けた日の翌日から 14 日以内（休日含む）に納入検査を行わなければならない。発注者は納入検査後、速やかに受注者へその結果を通知するものとする。受注者は、検査に合格し発注者の認定を受けた場合は、速やかに（一部）受渡書（様式 3）を発注者に提出し、その目的物を引渡さなければならない。

#### 1.3.13. 一部納入及び一部納入予定時期

一部納入を行う場合は、監督員との協議により決定するものとする。この場合において、特記仕様書 1.3.11、1.3.12 中「納入」は「一部納入」、「納入検査」は「一部納入検査」と読み替えて、これらの規定を準用する。

#### 1.3.14. 受注者の請求による納入期限の変更

受注者は、その責めに帰すことができない事由により期間内に納入できないことが判明した場合、監督員と対応について協議を行うものとする。

### 1.3.15. 疑義

機械設計製作上において疑義を生じた場合には、監督員と協議の上、機械仕様等を決  
定するものとする。

## 1.4. 下取り機械に関する事項

共通仕様書 1-23-1(1) によらず以下の通りとする。

- (1) 受注者は、特記仕様書により引取りを要する機械は、下取り機械受領書（共  
通仕様書様式第 4 号）を発注者に提出し、引取りの後は下取り機械に関する  
一切の責任を負うものとする。引取りから永久抹消に要する費用は下取機  
械として契約代金に含むものとする。なお、車両にあっては車両運送法第 15  
条に基づく永久抹消登録を速やかに完了させるとともに、永久抹消登録完  
了後の登録事項等証明書をもって、発注者の確認を受けるものとする。

### 1.4.1. 下取り機械

#### (1) 下取り機械の使用状況

| 物件番号 | 登録番号       | 機械名       | 車検満了日 ※1  | 走行可否 ※2 |
|------|------------|-----------|-----------|---------|
| 1    | 札幌800は3873 | 大型トラック(A) | 令和8年9月9日  | 走行可     |
| 2    | 旭川800は1739 | 大型トラック(A) | 令和8年8月23日 | 走行可     |
| 3    | 旭川800は1740 | 大型トラック(A) | 令和8年7月8日  | 走行可     |

※1 令和 8 年度および令和 9 年度に車検が満了する車両に関しては、発注者にて車  
検を更新する予定であり、令和 10 年度に車検が満了する車両に関しては、発注  
者にて車検を更新しない予定である。

※2 令和 8 年 4 月 1 日時点

#### (2) 下取り機械の諸元

| 物件<br>番号 | 型式          | 架装装置                                          |
|----------|-------------|-----------------------------------------------|
| 1        | QDG-CZ5YL 改 | スノープラウ(B)、トラックグレーダー(B)、湿塩散布機(B)、<br>車載標識装置(C) |
| 2        | QDG-CZ5YL 改 | スノープラウ(B)、トラックグレーダー(B)、湿塩散布機(B)、<br>車載標識装置(C) |
| 3        | QDG-CZ5YL 改 | スノープラウ(B)、トラックグレーダー(B)、湿塩散布機(B)、<br>車載標識装置(C) |

#### (3) 下取り機械の引渡場所

| 物件<br>番号 | 引渡場所                     |
|----------|--------------------------|
| 1        | 道東自動車道 追分町IC内（北海道勇払郡安平町） |
| 2        | 道央自動車道 和寒IC内（北海道上川郡和寒町）  |
| 3        | 道央自動車道 深川IC内（北海道深川市）     |

### 1.4.2. 引渡に関する留意事項

- (1) 下取り機械に係る永久抹消登録については、発注者が申請者として行うも  
のとし、官公署に提出する申請書類の作成及び申請行為は、有資格者が行う  
ものとする。受注者は、有資格者を選定し契約のうえ手配するものとし、当  
該有資格者の氏名又は名称、連絡先及び担当業務内容を発注者に通知する

とともに、当該有資格者が作成した委任状その他申請に必要な書類を発注者に提出するものとする。有資格者は、発注者の委任に基づき手続きを行うものとし、受注者は、そのために必要な連絡調整を行うものとする。また、発注者は、当該手続に必要な書類を受注者を通じて有資格者に提供するものとする。

- (2) 受注者は、引渡しを受けた下取り機械について、当該機械に明示された「NEXCO に係る文字、マーク」等の一切の表示を完全に消去または塗潰し、黄色回転灯については、撤去処分するものとする。
- (3) 発注者は、下取り機械の引渡しに関して、監督員と受注者間の協議の上、変更が可能なものとする。

## 第2章 仕様に関する細部事項

### 2.1. 大型トラック

標準仕様書「公機仕 13A」のうち、下記項目を変更・追加する。

#### 2 章 必要条件

#### 2-1 機械性能（車両本体）

##### 2-1-3 視認性能

熱線入りフロントガラス装備

スイッチオン後、2.5～30 分間の時間設定によりスイッチオフとすることが出来るタイマーを装備するものとする。

熱線入りリアガラス装備

#### 2-2 主要諸元（車両本体）

- (7) 動力伝達方式 主変速機 A/T  
PTO 装置 作業装置用動力を取り出すための PTO 装置を設ける。
- (8) バッテリー 24 V・120 Ah (5 時間率以上) ブレーカー付
- (9) オルタネータ 24 V・3100 W (130A) 以上
- (13) タイヤ スパイクタイヤ（全輪）  
ピンの寸法は直径 9 mm 以上とすること。  
装着されるタイヤにおいては、ホイールナットへのマーキングまたはホイールナットマーカの処置を施すこととし、容易に取付け状態の確認を可能とすること。  
ただし、「北海道スパイクタイヤ対策条例 別表 スパイクタイヤ使用規制期間」に納入する場合、2-4 付属品 (22) スタッドレスタイヤ（全輪）を取り付けるものとし、スパイクタイヤ（全輪）を付属品として納入するものとする。
- (14) 燃料タンク 300 L 以上  
トラックグレーダー装着に伴い設置位置の変更を行う。  
取付位置が高所となる場合は、給油用階段取付用のブラケットを設置する。
- (15) 全長 12.5m 以下
- (16) リアフェンダ 大型トラック後輪用としてフレーム部または床板部に固定し、走行時に飛散する泥水、雪等が車体に直接付着しない構造とし、材質は樹脂製とする。
- (17) 作業灯 作業中に車両前方を照らすことのできる位置に取り付けるものとする。  
左右 1 灯 3000 ルーメン以上 白色

#### 2-3 塗装

共通仕様書 3-2-2 を下記の通り変更する。

##### 3-2-2 防錆塗装性能基準等

(2) 塗装部分は次を標準とする。

##### 2) トラック類

キャブ下まわり全面、ステップ、フロントフェンダー内面、フロントパネル内面、シャシ下部全体、ドア内面、ピラー内面、車室床面、天井袋部

(3) 塗装方法は、メーカー標準仕様によるものとする。また、キャブ下回り全面、ステップ、フロントフェンダー内面、フロントパネル内面、シャ

シ下部全面の塗装仕様は以下の通りとする。その他の塗装部分については、メーカー標準仕様によるものとする。

下塗り ポリ塩化ビニリデン変性エポキシ樹脂+ステンレスフレーク  
もしくはポリ塩化ビニルデン変性エポキシ樹脂（主剤）+ポリ  
アミドアミン（硬化剤）  
上塗り 中油性フタル酸合成樹脂塗料

## 2-4 付属品

|                          |                |    |
|--------------------------|----------------|----|
| (1) 回転警光灯                | ※1             | 1灯 |
| (7) 消火器                  | 消火器箱含む(SUS製)※2 | 1式 |
| (8) 車輪止め                 |                | 1式 |
| (9) サイドミラーヒータ            |                | 1式 |
| (10) サイドミラーワイパー          |                | 1式 |
| (11) テールランプカバー           | 熱線入り           | 1式 |
| (12) フロントステップ            |                | 1式 |
| (13) 乗車用昇降ステップ           | 幅広対応           | 1式 |
| (14) 車両後方確認装置            | ※3             | 1式 |
| (15) 助手席用サイドミラー          |                | 1式 |
| (16) 非常用信号用具             | ※2             | 1式 |
| (17) 無線機アンテナ架台           | ※4             | 1式 |
| (18) 無線機取付装置             | ※5             | 1式 |
| (19) ETC車載器              | ※6             | 1式 |
| (20) エアコンデショナー           |                | 1式 |
| (21) ドライブレコーダー           | ※7             | 1式 |
| (22) スタッドレスタイヤ（全輪）       |                | 1式 |
| (23) ドアバイザー              |                | 1式 |
| (24) GPS車両位置管理システム車載端末装置 | ※8             | 1式 |

※1 グローブは黄色とし、内蔵される電球は 5 W /24 V 以上とし、またモーターにより、回転駆動することにより 80～230 回/分の閃光が得られる構造とする。

※2 標準仕様書「公機仕 100」による。

※3 車両後方確認装置

① カメラ

国土交通省の定める後退時車両直後確認装置の保安基準を満たすものとする。なお、ケーシングには熱線ヒータを有し、冬季降雪時の視認性を確保できる構造とすること。

② モニタ

映像出力機能のみを有し、TV 電波を受信しないものとする。

※4 設置及び無線機アンテナ架台から無線機取付位置までの無線用同軸ケーブル配線を含む。

※5 無線機本体取付予定位置から車両電源までの電源ケーブルの配線及び、DC コンバーター（DC24V→DC12V）の取付を行うものとする。なお、無線機本体は取り付け後、発報通話試験を行うものとする。無線機本体は表 2-4-1 に従い取り付けるものとする。表 2-4-1 に変更が生じた場合、別途監督員より通知するものとする。

※6 財団法人道路システム高度化推進機構への申請諸費用を含む。

※7 ドライブレコーダー

① 前方カメラ

設置台数 1 台  
車室内かつフロントワイパーの可動範囲内に収まるよう設置すること。  
撮像画質 200 万画素以上  
解像度 1920×1080 ピクセル以上

② 後方カメラ

設置台数 1 台  
標識装置上部に設置すること。  
ケーシングには熱線ヒータを有し、冬季降雪時の視認性を確保できる構造とすること。  
撮像画質 100 万画素以上  
解像度 1280×720 ピクセル以上

③ 記録媒体

micro SD カード 128 GB 以上

※8 GPS 車両位置管理システム車載端末装置本体取付予定位置から車両電源までの電源ケーブルの配線を行うものとする。なお、GPS 車両位置管理システム車載端末装置本体は、表 2-4-1 に従い載せ替えまたは新規で取り付けるものとする。表 2-4-1 に変更が生じた場合、別途監督員より通知するものとする。新規で取り付けるものの仕様は以下の通りとする。

| 項目             | 規格                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本体             | 外形寸法：230(W)*135(H)*40(D)mm 程度<br>(コネクタ等突起部は含まず)<br>液晶ディスプレイ：7 インチカラー<br>タッチパネルタイプ                                                                                                                                                                           |
| 内臓メモリ          | 128 MB 以上（プログラムエリア含む）                                                                                                                                                                                                                                       |
| 無線インターフェースコネクタ | 車載無線装置に接続可能なコネクタとする                                                                                                                                                                                                                                         |
| 機能             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル無線機との通信</li> <li>・GPS ステータス画面表示機能</li> <li>・KP の表示<br/>(NEXCO 東日本 北海道支社が管理する道路区間)</li> <li>・施設名称の表示（橋梁、トンネル等）<br/>(NEXCO 東日本 北海道支社が管理する道路区間)</li> <li>・投雪禁止区間の表示・音声案内<br/>(NEXCO 東日本 北海道支社が管理する道路区間)</li> </ul> |
| 動作環境           | -10℃～50℃、湿度 10～85 %対応                                                                                                                                                                                                                                       |
| 電源             | DC/DC コンバータ 12V/24V 対応                                                                                                                                                                                                                                      |
| シリアル通信ケーブル     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コネクタ形状 D-SUB 型（両端）</li> <li>・ケーブル長さ 3 m 程度</li> <li>・コネクタ部は振動により容易に抜けない構造とし、車載無線装置本体と接続可能なものとする。</li> </ul>                                                                                                         |

表 2-4-1 載せ替え元車両

| 物件<br>番号 | 車両番号          | 引渡場所                  | 載せ替え先車両 | 無線機  | GPS 車両位置管理<br>システム車載端末装置 |
|----------|---------------|-----------------------|---------|------|--------------------------|
| 1        | 札幌 800 は 3873 | 追分町 IC 内<br>(北海道勇払郡)  | タイプ A-1 | 載せ替え | 載せ替え                     |
| 2        | -             | 旭川鷹栖 IC 内<br>(北海道旭川市) | タイプ A-2 | 支給   | 新規                       |
| 3        | 旭川 800 は 1740 | 深川 IC 内<br>(北海道深川市)   | タイプ A-1 | 載せ替え | 載せ替え                     |

## 2.2. 湿塩散布機(B)

標準仕様書「公機仕 45B」のうち、下記項目を変更・追加する。

### 第 2 章 必要条件

#### 2-1 機能構成

- ・照明装置

#### 2-2 構造

##### 2-2-4 散布装置

- (3) 散布装置は残材を容易に取り出せる構造とする。
- (4) 散布機円盤の底部は平滑とし、付着した雪が容易に取り出せる構造を有すること。

##### 2-2-9 照明装置

- (1) 耐食性に優れたものとする。

#### 2-3 主要性能

- (4) 散布速度 30～80 km/h

#### 2-5 機能及び仕様

##### 2-5-1 ホッパ

###### (1) 機能

###### (d) ホッパ上面落下防止手摺

ホッパ上面には作業員の落下防止のため、安全帯のフックを取り付け可能な手摺を取り付けるものとする。

##### 2-5-2 溶液タンク

###### (2) 仕様

溶液タンク容量 2,000 L 以上

- ・配管は保温加工するものとし、排水コックを設けるものとする。
- ・給水口は左右両方に取り付けるものとする。(カムロック式 口径 100mm)

##### 2-5-3 移送装置

###### (2) 仕様

|      |          |
|------|----------|
| 駆動方式 | 油圧モーター   |
| 移送方式 | ベルトコンベアー |

##### 2-5-9 照明装置

###### (1) 機能

散布円盤を照射するものとし、照射方向を変えられるものとする。

仕様 湿塩散布機用作業灯 (LED 式)

フード付き 1 灯 1,400 ルーメン以上

## 2.3. スノープラウ(B)

標準仕様書「公機仕 41B」のうち下記項目を変更・追加する。

### 2 章 必要条件

#### 2-2 構造

##### 2-2-1 プラウ本体

- (4) エッジ左端に固定式のサイドシュートを設けるものとする。
- (5) 排雪の飛散を防止するためにスノープラウの左に投雪シュートを取付けるものとする。

#### 2-3 主要性能および主要諸元

|      | タイプ            | B-IV                                                     |
|------|----------------|----------------------------------------------------------|
| 主要性能 | (1)最大除雪幅 (m)   | 3.0±0.05                                                 |
|      | (2)作業速度 (km/h) | 40 (ただし、作業条件として新雪密度 0.1 g/cm <sup>3</sup> 除雪深さ100 mmとする) |
| 主要諸元 | (1)形式          | ワンウェイ                                                    |
|      | (2)除雪時最大全幅(mm) | 3,200以下                                                  |
|      | (2)除雪時最小全幅(mm) | -                                                        |
|      | (3)回送幅 (mm)    | 3,200以下                                                  |
|      | (4)全高 (mm)     | 1,500以上                                                  |
|      | (5)質量 (kg)     | 1,800以下                                                  |
|      | (6)切削角度 (度)    | 45 (製作交差±1)                                              |
|      | (7)進行角度 (度)    | 54 (製作交差±1)                                              |
|      | (8)プラウ上昇高 (mm) | 250以上                                                    |
|      | (9)カッティングエッジ   | スチール                                                     |

#### 2-4 機能及び仕様

##### 2-4-3 操作機能

###### (1) 機能

###### (d) 投雪シュート操作機能

回送幅の確保及び作業姿勢の保持の操作ができるものとする。

###### (e) 投雪シュート警報装置

投雪シュートの開閉が運転席にて判別できるようセンサ及び確認ランプを取付けるものとする。

## 2.4. トラックグレーダー(B)

標準仕様書「公機仕 43B」のうち下記項目を変更・追加する。

### 2 章 必要条件

#### 2-2 構造

##### 2-2-1 ブレード本体

- (3) 排雪の雪が飛散し難くするために、ブレードの左側にブレードシュートを取り付けるものとする。

#### 2-3 主要性能および主要諸元

|      | タイプ             | B-IV-1                                                  |
|------|-----------------|---------------------------------------------------------|
| 主要性能 | (1)最大除雪幅 (m)    | 2.9±0.05                                                |
|      | (2)作業速度 (km/h)  | 20 (ただし、作業条件として圧雪硬度 100 kg/cm <sup>2</sup> 切削深20 mmとする) |
| 主要諸元 | (1)形式           | -                                                       |
|      | (2)エッジの長さ(mm)   | 3,500以下                                                 |
|      | (3)除雪時最大全幅(mm)  | 3,000以下                                                 |
|      | (4)除雪時最小全幅(mm)  | -                                                       |
|      | (5)回送幅 (mm)     | 3,200以下                                                 |
|      | (6)全高 (mm)      | 500以上                                                   |
|      | (7)質量 (kg)      | 1,700以下                                                 |
|      | (8)切削角度 (度)     | 65～90 (製作公差±1)                                          |
|      | (9)進行角度 (度)     | 左59～63 (製作交差±1)                                         |
|      | (10)ブレード上昇高(mm) | 220以上                                                   |
|      | (11)カッティングエッジ   | JIS D6101                                               |

#### 2-4 機能および仕様

##### 2-4-3 操作装置

###### (1) 機能

###### (g) ブレードシュート操作機能

回送幅の確保及び作業姿勢の保持の操作ができるものとする。

##### 2-4-5 照明装置

###### (2) 仕様

ブレード用作業灯 (LED 式) 左右各 1 灯 1,400 ルーメン以上

## 2.5. 車載標識装置(C)

標準仕様書「公機仕 30C」のうち下記項目を変更・追加する。

### 第 1 章 一般事項

#### 1-4 用語の説明

表 1-4-1 用語の説明

| 用語     | 解説                                              |
|--------|-------------------------------------------------|
| 路面照射装置 | 雪氷作業車後方の路面上に、作業車への接近注意を促す緑色のラインを標示する為に使用する照射装置。 |

### 第 2 章 必要条件

#### 2-1 機能構成

##### (5) 路面照射装置

車載標識装置(C)の一般的な構成を表 2-1-1 に示す。

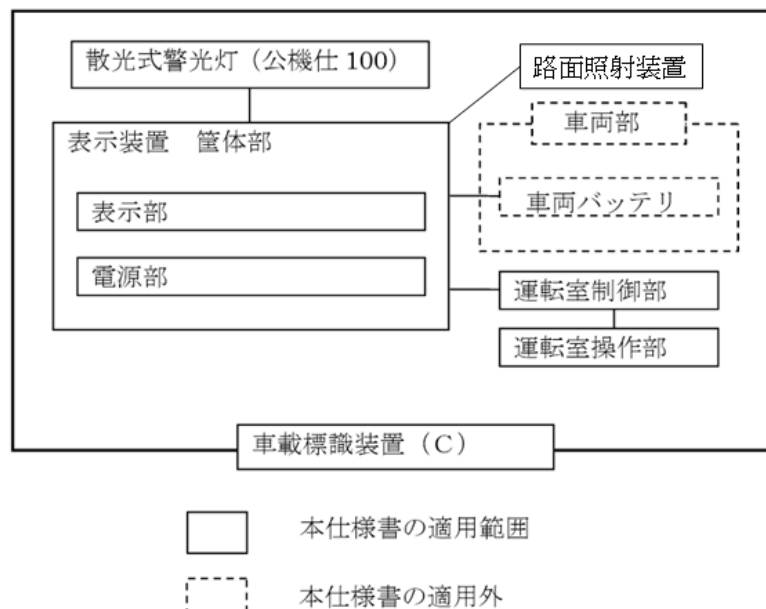


表 2-1-1 標準構成図

#### 2-2 構造

##### 2-2-6 散光式警光灯

「公機仕 100」の EL2 とする。

##### 2-2-7 路面照射装置

表示装置に路面照射装置を取り付けられる構造とする。

#### 2-4 機能及び仕様

##### 2-4-4 運転室操作部

###### (1) 機能

- (b) 表示装置への表示制御操作は、運転室内に設ける操作部によるほか、使用頻度の高い項目（5 項目以上）を予め登録し、ボタン操作で表示項目の切替が行える「標識切替簡易操作機」を装備するものとする。登録する項目内容は、監督員の指示によるものとする。

- (f) 路面照射装置の操作については、路面照射装置のスイッチを入切することで路面照射装置の電源が入切できるものとする。また、2車線/4車線切替操作が手動で操作できるものとする。

#### 2-4-5 路面照射装置の取付

表示装置（散光式警光灯およびLED標示ブロックに干渉しない場所）に路面照射装置（左側装置・右側装置）を取り付けるものとする。  
左側装置は表示装置の左側部、右側装置は表示装置の右側部の位置とする。

#### 2-4-6 路面照射装置の仕様

##### (1) 構成

本装置は、発光部（左側装置・右側装置）、スイッチBOX、小型電源スイッチ、遮光板から構成する。

##### (2) 構造

ユニット構造とし、電氣的・機械的に堅牢で、防雨・耐候性・発熱および振動対策を施した構造とする。

##### (3) 材料（発光部）

筐体外板の主要部材はアルミニウム、取付金具部はステンレスを使用するものとする。

##### (4) 主要諸元（突起物を除く）

###### (a) 共通

使用温度範囲                      -20℃～40℃（ヒータ    -20℃～10℃）

###### (b) 発光部

|         |                                                                        |
|---------|------------------------------------------------------------------------|
| 全幅      | 174 mm 以下                                                              |
| 全高      | 249 mm 以下                                                              |
| 奥行      | 194.5 mm 以下                                                            |
| 重量      | 5 kg 以下                                                                |
| 光源      | 高輝度発光ダイオード                                                             |
| 発光色     | 緑色                                                                     |
| 路面照射形状  | 直線ライン（ライン長の設定は遮光板による）                                                  |
| 発光動作    | 常灯                                                                     |
| 電源      | スイッチBOXより供給（発光部毎）                                                      |
| 消費電力    | 発光体作動時                      45 W 以下<br>発光体+ヒータ作動時              70 W 以下 |
| 防水・防塵性能 | JIS C0920 保護等級 IP44 相当                                                 |
| 耐震動性能   | JIS D1601 準拠                                                           |

###### (c) スイッチBOX

|          |                |
|----------|----------------|
| 全幅       | 140 mm 以下      |
| 全高       | 155 mm 以下      |
| 奥行       | 80 mm 以下       |
| 電源入力     | DC12 V、24 V 兼用 |
| パイロットランプ | 電源、発光部         |
| ヒューズ定格値  | 7.5 A（平型ヒューズ）  |

(d) 小型電源スイッチ

|    |                   |
|----|-------------------|
| 全幅 | 40 mm 以下          |
| 全高 | 60 mm 以下          |
| 奥行 | 26 mm 以下          |
| 電源 | 入力 DC12 V、24 V 兼用 |

(e) 遮光板

|    |           |
|----|-----------|
| 全幅 | 203 mm 以下 |
| 全高 | 210 mm 以下 |
| 奥行 | 440 mm 以下 |

(様式1)

令和      年      月      日

東日本高速道路株式会社    北海道支社  
支社長                                  殿

住      所  
会社等名  
代 表 者    代表〇〇〇      〇〇〇

(一部) 納入の予定日について

(件名) \_\_\_\_\_

標記について、下記のとおり (一部) 納入を行う予定ですので連絡いたします。

記

| 品 名 | 規格等 | 数量 | 納入場所 | 納入予定日             |
|-----|-----|----|------|-------------------|
|     |     |    |      | 令和    年    月    日 |
|     |     |    |      | 令和    年    月    日 |

以      上

※不要な文字は削除すること。

(様式2)

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社  
支社長 殿

住 所  
会社等名  
代 表 者 代表〇〇〇 〇〇〇

(一部) 納 入 書

(件名) \_\_\_\_\_

標記について、下記のとおり（一部）納入しましたので、お届けします。

記

| 品 名 | 規格等 | 数量 | 納入場所 | 納入日      |
|-----|-----|----|------|----------|
|     |     |    |      | 令和 年 月 日 |
|     |     |    |      | 令和 年 月 日 |

以 上

※不要な文字は削除すること。

(様式3)

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社  
支社長 殿

住 所  
会社等名  
代 表 者 代表〇〇〇 〇〇〇

(一部) 受 渡 書

(件名) \_\_\_\_\_

標記について、検査に合格しましたので、引渡します。

記

| 品 名 | 規格等 | 数量 | 納入場所 | 納入日      |
|-----|-----|----|------|----------|
|     |     |    |      | 令和 年 月 日 |
|     |     |    |      | 令和 年 月 日 |

以 上

※不要な文字は削除すること。